

# 6月定例議会

平成21年6月定例議会は、6月2日に開会し、正・副議長選挙が行われ、議長に青木久男氏、副議長に矢部松男氏が就任しました。本会は平成21年度一般会計補正予算など町長提出議案9件を原案どおり可決し、6月16日に閉会しました。

## 主な町長提出議案

平成21年度伊奈町一般会計補正予算(第1号) Ⅱ 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,005万9千円を追加し、予算総額を93億505万9千円とするものです。  
平成21年度伊奈町介護保険特別会計補正予算(第1号) Ⅱ 介護従事者処遇改善臨時特例基金から介護保険特別会計へ所要額を繰り入れ、当該特別会計の財源内訳等を変更す

るものです。  
伊奈町乳幼児医療費支給に関する条例及び伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 Ⅱ 小規模住居型児童養育事業の施行により児童福祉法が改正されたため、改正をするものです。  
伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 Ⅱ 後期高齢者医療制度の障害認定の定義の明確化を図るとともに、児童福祉法が改正されたため、改正をするものです。

町の区域を新たに画することについて Ⅱ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の工事完了に伴い道路及び水路が完備されたが、従前の字界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障があるため、換地処分後の整備された道路界をもつて新たな町界を画するものです。  
工事請負契約の締結について Ⅱ 第1号調整池築造工事(その1) 株式会社東栄  
8,977万5千円

町道路線の認定について Ⅱ 大針字細田山287番27地先から大針字細田山287番21地先及び小室字間松9980番1地先から小室字間松9974番1地先までを新たに町道として認定するものです。  
監査委員の選任について Ⅱ 議会議員から選出の監査委員に永沼時子氏を選出する案が提出され、同意されました。  
副町長の選任について Ⅱ 細田藤夫氏の退任に伴い、新しく副町長に鈴木健史氏を選任する案が提出され、同意されました。

## 議長・副議長が変わりました

6月定例会初日に、議長・副議長選挙が行われ、議長に青木久男氏、副議長に矢部松男氏が選任されました。



青木久男議長



矢部松男副議長

青木久男氏は、町議当選3

回、副議長、文教民生常任委員長、建設産業常任委員長、決算特別委員長などを歴任されています。

矢部松男氏は、町議当選3

回、文教民生常任委員長、決算特別委員長、小学校建設特別委員長などを歴任されています。

## 第20回埼玉県芸術文化祭 第59回県展入賞・入選者

埼玉県美術展覧会(5月26日~6月17日・県立近代美術館にて開催)  
出品総数 4,441点 (敬称略)

### 入賞者

埼玉県議会議長賞

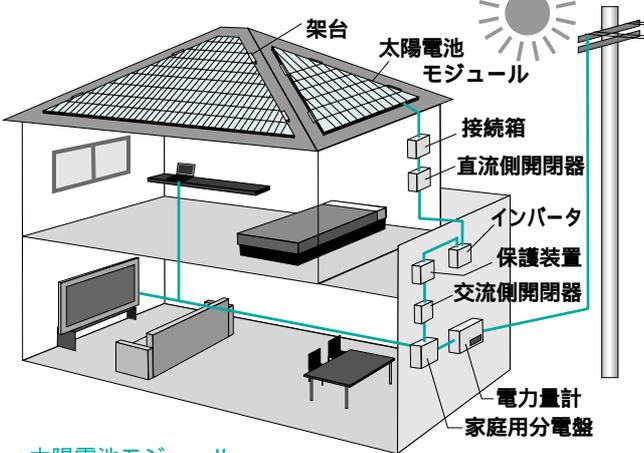
写真 前田 稔 (傷跡)

### 入選者

日本画	榎大川	本内川	早弘	紀子	(奏楽)
洋画	立舟	内川	紀栄	一子	(魅せられて)
	逸至	川崎	栄次	郎	(大地を掴む)
	細田	見門	敦義	遙子	(遊泳)
工芸	越澤	野中	英由	美	(なりわい)
	坂山	部田	由美	薫	(陽のあたる玄関で)
書	高小	井田	紫	芳悦	(刻)
	小寒	橋松	隆文	夫一	(拭漆ケヤキ盆)
写真	内小	島村	和	彦	(蓮の詩)
	峯	島岸	征	治	(蠟と角砂糖)
					(江村劇事)
					(禅林6字句)
					(王維詩)
					(宇宙ダー!!)
					(いつも通る砂丘)
					(沸き立つ川もや)
					(天空へ)
					(収穫の季節)
					(叫び)

# 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金の受付を開始します

## 太陽光発電システムイメージ図



### 太陽電池モジュール

太陽光の光エネルギーを直流電力に変換します。

### 架台

太陽電池モジュールを固定します。

### 接続箱

太陽電池モジュールで発電した電気をインバータへ送ります。

### 直流・交流側開閉器

電路を開閉します。

### インバータ・保護装置

太陽電池の発電は直流のため、交流に変換します。保護装置は、システムの安定と安全のために働きます。

### 家庭用分電盤

家の配線に電気を分けます。

### 電力量計

電力会社に売った電力や、購入した電力を計量します。売電用と買電用の2つの電力量計が必要です。

町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した個人住宅用の発電システム（未使用）を設置する方に、補助金を交付します。

**受付期間** 8月3日(月)から（予算の範囲を超えた場合は締め切る予定です。）

**受付場所** 環境対策課（申請書は窓口にあります）

**対象** 次の要件をすべて満たしていること

- ・自ら町内に居住または居住する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する方
- ・太陽光発電システムを設置する住宅の敷地および住宅に、都市計画法および建築基準法の違反がないこと
- ・交付決定後に着工し、平成22年3月1日までに交付申請ができ、かつ同月24日までに実績報告が可能なこと
- ・市町村税を滞納していないこと
- ・平成14年度～平成17年度に実施した「伊奈町太陽光発電システム補助金」の交付を受けていないこと

**補助内容** 1キロワット当たり2万円（最高限度額7万円。キロワット換算3.5キロワットまで）

**その他** 国や埼玉県の補助制度もありますので、それぞれ個別に申請することも可能です。

☎ 環境対策課 内 2 2 5 3

「ご存じですか？」

## 国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農業者・フリーターなど）で、保険料を納めることが困難な方には、申請し承認されると保険料が免除される制度があります。

### 免除は次の4種類

- ・ 全額免除
- ・ 4分の1納付
- ・ 半額納付
- ・ 4分の3納付

### 免除の承認期間

7月から翌年6月までとなりますが、平成21年7月中の申請に限り、前年度分（平成20年7月から21年6月分）も申請することができます。

### 免除となる条件

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ定められた基準以下であることが条件となります。

30歳未満の方であれば、本人の所得のみ（ただし配偶者がいる場合は配偶者の所得も審査）で審査される若年者納付猶予制度があります。

なお、前年の所得のほか、天災や失業等の場合も審査の

対象となります。その際は、

公的機関で発行する証明書（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等）を添えて、申請してください。

### 申請窓口

住民課

申請は毎年必要ですが、全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は、希望により翌年度申請をしなくても継続して審査が受けられる制度があります。

（注意）失業などを理由に承認された方や4分の1納付、半額納付、4分の3納付が承認された方は、翌年度も申請手続きが必要です。

また、一部納付の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないで未納期間扱いとなりますので、必ず納付するようにしてください。

なお免除は、前年の所得を基準としますので、所得の申告は忘れずに行ってください。

☎ 住民課国民年金係 内 2 1 7